

# 通所介護 利用料金表

(通所介護利用契約書付属説明書)

通常規模型通所介護 サービス提供時間 7時間 ~ 8時間

令和6年4月1日現在

介護報酬に係る費用(1割または2割または3割)		川崎市地域加算=10.72円					
	介護度	①基本単位	利用者負担額				
			1割負担	2割負担	3割負担		
厚生労働省令の運営基準で定められた料金	①基本額	要介護1	658単位 /日	706円	1,411円	2,116円	いずれかが対象
		要介護2	777単位 /日	833円	1,666円	2,499円	
		要介護3	900単位 /日	965円	1,930円	2,895円	
		要介護4	1,023単位 /日	1,097円	2,194円	3,290円	
		要介護5	1,148単位 /日	1,231円	2,462円	3,692円	
②加算額	②入浴加算(Ⅰ)	40単位 /日	43円	86円	129円	該当者のみ対象	
	②入浴加算(Ⅱ)	55単位 /日	59円	118円	177円		
	③ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位 /月	33円	65円	97円		
	③ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位 /月	65円	129円	193円		
	④若年性認知症利用者受入加算	60単位 /日	65円	129円	193円		
	⑤認知症加算	60単位 /日	65円	129円	193円		
	⑥生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 /月	108円	215円	322円		
	⑥生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 /月	215円	429円	644円		
	⑦科学的介護推進体制加算	40単位 /月	43円	86円	129円	全利用者対象	
	⑧中重度者ケア体制加算	45単位 /日	49円	97円	145円		
	⑨サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位 /日	20円	39円	58円		
	⑨サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位 /日	7円	13円	20円		
	⑩介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	①基本単位+②~⑩加算単位×5.9%(四捨五入) (1ヶ月の合計単位) 上記単位に10.72を乗じた金額(うち1割または2割または3割が利用者負担額)				全利用者対象	
	⑪介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	①基本単位+②~⑩加算単位×1%(四捨五入) (1ヶ月の合計単位) 上記単位に10.72を乗じた金額(うち1割または2割または3割が利用者負担額)					
	⑫介護職員等ベースアップ支援加算	①基本単位+②~⑩加算単位×1.1%(四捨五入) (1ヶ月の合計単位) 上記単位に10.72を乗じた金額(うち1割または2割または3割が利用者負担額)					
その他の費用 (自己負担)	各サービスごとの項目	食費	(1日につき) 578円				
		おむつ代	実費(1枚150円位)				
		通常の事業実施地域外に居住する利用者に通所介護を提供する際の送迎費		実費(公共交通機関相当額)			
		利用者の希望により通常の利用時間を超えて通所介護を提供する場合に要する費用		実費(介護報酬相当額)			
キャンセル料(利用当日にキャンセルされる場合)			(1回につき) 344円				

\* 施設全体の行事食、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係わる費用に含まれる。

\* 利用者負担の計算方法:①②の計算による1ヶ月の合計単位数×10.72(川崎市地域加算)−9割分・8割分・7割分(小数点以下切り捨て)=利用者負担(1割分・2割分・3割分) ただし、金額は小数点以下切り捨てなので、多少の誤差がでます。